

『授菩薩戒義』付載の
『御裳濯河歌合』について

奥
田

勲

On the “Mimosusogawa-Utaawase” in the *Jubosatsukaigi*

The *Jubosatsukaigi*, preserved in the archives of Daikakuji, was transcribed in 1278 (the first year of Koan), and, according to the postscript, is a copy of the manuscript which was written in Horen's own hand. At the end of the scroll, 20 *waka* beginning with the poem: *Iwato akeshi Amatsu-Mikoto no sono kami ni Sakura o tareka uehajime-ken* appear. These 20 *waka* are copies of selected poems taken only from the first ten (pairs) of Saigyo's Mimosusogawa-Utaawase (1187).

Though such question as to why the *Utaawase* was included in Buddhist writings remain unclear, I am introducing the collection as a medieval source of the Mimosusogawa-Utaawase.

大覺寺所藏の「授菩薩戒義」⁽¹⁾一巻（第四六箱第一三号）は、弘安元年（一二七八）書写にかかるもので、本奥書によれば嘉禄二年（一二三二六）白河の禪庵において法蓮上人自筆本を写したものという。其の巻末紙背に次のような一文がある。

七文字ハ正信房自筆也其故ハ

安貞二年九月九日先師法蓮上人御往生之後

第三四日間ニ正信房借用此戒儀被書写之後

此七文字ヲハ所書直也然者正信房不被持

血脉失稟承条勿論莫疑云々 信瑞記在御判

この内容は次のようなことであろうか

安貞二年（一二三二八）九月九日先師法蓮上人が八十三歳で御往生の後、三、四日の間に正信房がこの戒儀を借用して書写された時、「此の七文字」を書き直した。しかれば、正信は血脉を持せず、稟承を失った条勿論疑い無いものである。

信瑞記す

そして、この一文のあとに、

岩戸アケシアマツミコトノソノカミニサクラヲタレカウエハシメケン

に始まる二十首の和歌が記してある。其の「七文字」は、第九首目の、

思カエスサトリヤケウハナカラマシ花ニソメヲク色ナカリセハ

の第二句目の「サトリヤケウハナカラマシ」に指示してある。⁽³⁾

ところで、「この歌二十首は西行の「御蓑瀧河歌合」（一一八七成）のうち、初めの十番の歌のみの抜き書きである。「思カエス」の歌の大意は「もし花に心の色を染めおくことがなかつたならば、今日自覺するようなさどりは私にはなかつたであろう。私はそのように自らをかえりみる」（山田昭全の現代語訳による）のようなものである。⁽⁴⁾

この際問題になるのは、

- 一、この聖教に西行歌がなぜ記されているのか。
- 二、そのうちの一首の七文字「悟りや今日はながらまし」はどういう意味か
- 三、それをどのように、なんのために書き直したのか。
- 四、書き直すことによって起こったこととは何か。

の四点になろうか。

これらを考えるために少しここに登場する人々について考察しておきたい。

法蓮上人はいうまでもなく、法蓮房信空（一一四六—一二二一八）、葉室顯時の孫で、行隆の子。十一歳の時、黒谷別所の觀空の門に入り、法然房源空と法兄弟になり、觀空から円頓菩薩戒を受けた。觀空の没後は法然に師事した。法然に隨従協力し、法然の遠流後は教團の長老として尽力した。系譜・血脉類によつて異なるが、弟子として記録されている人々に、信瑞、明禪、湛空等がいる。

正信房は、湛空（一一七六—一二五三）、左大臣徳大寺実能の孫、円実の子。初め觀山にのぼり、実然の弟子となるが、のち法然の門に入り、隨従するようになる。法然および信空から円頓戒を相承。嵯峨一尊院に住したので、その門流は嵯峨門徒と呼ばれた。

信瑞は敬西房信瑞（？—一二七九）。出自は詳らかでない。はじめ隆寛に学び、次いで信空に就いた。博学で知られ、法然の伝記を述作し、閑東下向のおりに北条時頼に進上した。著作は極めて多い。

このように、三者はそれぞれ初期浄土宗形成に力の有つた人々である。特にこの中で重要な人物は湛空であろう。⁽⁵⁾さきの信瑞の識語では、湛空が円頓戒を信空から相伝していないという主張が骨子となつてゐるが、そのような伝承を生み出す土台が湛空の周辺にあつたことは、例えば、「七箇条起請文」に署名がないことなどによつても想像できる。湛空は歌人としても著名であり、続古今・続後撰・新後撰等に入集し、古今著聞集に残された説話も和歌にかかる話である。そのような資質と環境からこの件を解釈してみると、湛空の円頓戒伝授の正統性を疑問視する信端がその根拠として、本書の書替えを指摘したというのであろう。

一方、異を唱えた信瑞も、血脉類を概観するに、必ずしも、源空——信空の系譜の上に納まりきつてはいよいようで

ある。法然入滅後十数年にして早くも門下では、異謬紛々としていたことは既に多く指摘されていることであるが、そのような中で自らの正統性を主張するとともに、他流派の非を唱えることもしばしば行われていたようである。そうした動きの現れの一つとしてこの奇妙な記事を位置付けることは少なくとも誤りではないだろう。

ただ、もともと「授菩薩戒義」に西行歌が付載されていた確証や根拠は不明としかいえないが、この記事を信ずるかぎりは存在したとしなければならない。また、書き直しの目的や意味についても、確かな見解は今のところ提出できない。いずれにしても、理解しがたい奇妙な取合せであるが、中世における仏教世界と和歌のかかわり方をうかがわせる材料として、また、一部分ではあるが「御裳濯河歌合」の中世における資料として紹介しておく。

最後に、その二十首の西行歌を掲げておく。参考までに通行の御裳濯河歌合（久保田淳編「西行全集」所収内閣文庫本）との異同を末尾に記した。なお、仮名遣いの異同は無視した。

- ① 岩戸アケシアマツミコトノソノカミニサクララタレカウエハシメケン
- ② 神地山月サヤカナルチカイアリテ天ノ下ヲハテラスナリケリ
- ③ 神風ニ心ヤスクソマカツ、サクラノ宮ノ花ノサカリヲ
- ④ サヤカナルハシノタカネノ雲井ヨリ影ヤハラクル月ヨミノモリ
- ⑤ ラシナヘテ花ノサカリニナリニケリ山ノハコトニカ、ル白雲
- ⑥ 秋ハタ、コヨイ一夜ノ名ナリケリラナシ雲井ノ月ハスマトモ
- ⑦ ナヘテナラムヨモノ山ヘノ花ハミナヨシノヨリコソ種ハトリケメ
- ⑧ 秋ニナレハ雲井ノ月ノサカユルワ月ノ桂ニ枝ヤサスラン

- ⑨思カエスサトリヤケウハナカラマシ花ニソメヲク色ナカリセハ
⑩身ニシミテアハレシラスル風ヨリモ月ニソ秋ノ色ハアリケル
⑪春ヲヘテ花ノサカリニアイキツ、思出ヲホキ我身ナリケリ
⑫ウキミコソイトイナカラモアハレナレ月ヲナカメテ年ヲヘニケリ
⑬不カハクワ花ノモトニテ春シナンソモ二月ノモチ月ノ比
⑭コン世ニワ心ノ内ヲアラハサンヤカテヤミヌル月ノ光ヲ
⑮花ニソム心ノイカテ残ケンステハテ、キト思我身ヲ
⑯フケニケル我世ノカケヲ思間ニハルカニ月ノカタフキニケル
⑰ヨシノ山コソニシヲリノ道カエテマタミヌ方ノ花ヲタツネン
⑱月ヲマツタカネノ雲ワハレニケリ心アルヘキハツ時雨力ナ
⑲ヨシノ山ヤカティテシト思身ヲ花チリナハト人ヤマツラン
⑳フリサケシ人ノ心ソシラレケルコヨイミカサノ月ヲナカメテ
- ②チカイアリテ……ちかひにて
③マカツ、……まかせつる
④ハシ……わし
⑤ナレハ……成れど 月……かげ サカユルワ……さかゆるに
⑥年ヲヘニケリ……としをへにける

(13) ソモ……その

(14) 心ノ内ヲ……心中に ヤカテ……あかで

(15) 我身ヲ……我身に

(16) カタフキニケル……かたぶきにけり

注

(1) 授戒作法の仕方・次第順序を記したもので、多種あるが、この本は一般的に「授菩薩戒儀」と呼ばれるもので、湛然の「二門儀」をもととし、改変したものの一種と考えられる。

(2) 奥書は次の通りである。

御本云

嘉祐第二之曆孟冬下旬之天於白河

禪庵西庵以師範法運上人御自筆

御本書写了 信覺記之

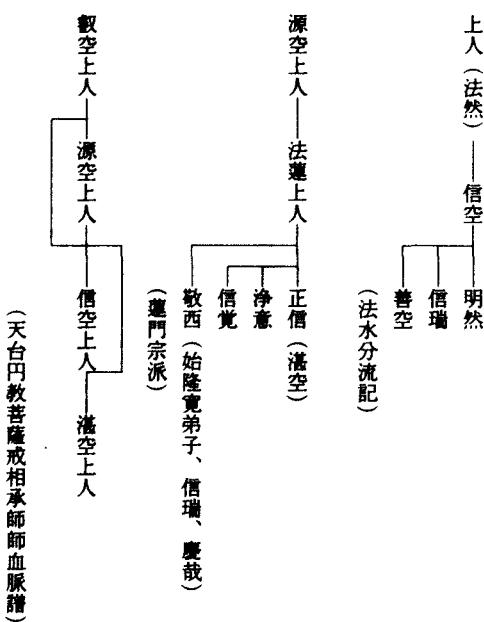
弘安元年十一月廿五日於弘願寺北

僧房南部屋書寫了

(3) 「七文字」の上部に小さな丸印を書き、そこから方向を示す細線が出ており、それと対応するしるしが十番目の歌の二句目に付されている。

(4) この歌とそれに番えられた次の歌に対する後成の判詞を引用しておく。判詞でも一句目に注目しているのが知られる。

(5) 菊地勇次郎「源空の門下について」(『源空とその門下』昭和六〇、法藏館)によれば以下の如くである。「湛空は嵯峨門徒の祖であるが、もと梶井系の僧で、毘沙門堂の明禅と莫逆の間柄であったと伝える。おそらくこれらの関係から、やや遅れて



源空の門を叩いたのである。師の滅後は、同行である白川門徒の信空に従い、明禪とは同門になった。……嘉祿の『法難』のうち、源空の遺骸が、嵯峨に改葬された背景には、この信空―湛空という法系がひかえている。そしてこれらのこととは、源空に身近い弟子の範囲を示し、また源空およびその教団について、湛空以下の嵯峨門徒に関連して語られる事実に、程度の差はあってもかなりの信憑性を与えてくれる。」

(6) 「古今著聞集」巻第二に、「湛空上人涅槃会を行ふ事」と題して、湛空が嵯峨の二尊院で涅槃会を行ったとき、人々が供物を供えた中に、西音法師が水瓶に梅を立てて送るのに付けて、「きさらぎのなかのいつかの夜はの月入りにし跡のやみぞかなしき」と詠んだのに対し、湛空は、「やみぢをば弥陀のひかりにまかせつ春のなばの月は入りにき」と詠み、さらに「会を照らす光のもとを尋ねば勢至菩薩のいただきのかめ」を添えたという話が載る。この初めの贈答は、『新後撰和歌集』に収められる。

(7) 関係の血脉類を掲げておく。

後記

(8) 例えば注(5)の文献に「法然房源空門下のうちでも、法蓮房信空は、かつて源空と同じ觀空の弟子であったから、それだけ源空には身近い門弟であった。この信空が、藤原下野守某から、「去シ貞応三年ノ夏の比、コノゴロ念佛ノ義ヲヤウヤウニ申シ候ヲハ、イカカオモヒサタメ候ヘキト、尋申タル」に答えて、所信を送ったという。貞応三年（一二二四）といえば、源空が入滅してから、十二年たつたばかりなのに、そのころ源空の門下では、異議紛々としていたことが知られる」とある。

本稿は、大覺寺聖教調査特別事業における知見の一つである。この調査に参加させていただき、御指導賜った、調査団長であられる嵯峨美術短期大学学長中野玄三先生ならびに大覺寺当局にあつく御礼申し上げる次第である。